

平成30年4月27日

保護者の皆様

常磐保育園

園長 廣瀬 治良

「特別警報」「暴風警報」発令時における対応について

一昨日（4月25日）はかなりの雨量があり、岐阜県内の多くで大雨・洪水警報が発令されました。また、昨今では、災害が各地で発生しております。災害に対して、本園では下記のような対応をしていきたいと思っております。ご理解・ご協力をいただくとともに、見やすい所に掲示などし、適切な対応をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1 「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合

午前6時30分（開園の30分前）の時点で、「特別警報」「暴風警報」が発令されている場合は、「自宅待機」とします。

2 「特別警報」「暴風警報」が解除になった場合

○「特別警報」「暴風警報」解除時刻から1時間後に保育を開始します。

但し、保育園に被害などがあった場合や保育園周辺の河川等の被害状況などを考慮して、引き続き「自宅待機」あるいは「休園」となる場合があります。この場合、園から携帯緊急メール等で連絡します。

○給食について

・午前11時を過ぎて解除され、正午以降の「登園」の場合は、給食は中止となります。各自昼食を済ませて登園してください。

3 保育時間中に「特別警報」が発令された場合

ラジオ・テレビ放送、インターネット、防災行政無線等を活用して災害に関する気象、その他の状況把握に努め、「保育園での待機」、「避難所への避難」、「保護者への引き渡し」等園児の安全を最優先とした措置をとり、保護者の方に連絡します。（連絡に努めます。）

4 保育時間中に「暴風警報」が発令された場合

平常どおり保育を行います。但し、保育することが危険であると予測される場合、保育を中止し、保護者の方に連絡し、お迎えをお願いします。

5 「大雨、洪水、大雪等の警報」が発令された場合

平常どおり保育を行います。但し、保育することが危険であると予測される場合、「自宅待機」や「保育中止」とします。その折には、園から連絡します。

注1：警報の発令・解除については、ラジオやテレビ等でご確認ください。

注2：土曜日の土曜保育についても、上記をもとに対応します。

注3：万が一、携帯緊急メール・電話による保護者の皆さんとの連絡が不可能な事態を招いた場合、園の門前及び常磐公民館前に連絡事項を掲示します。